平成２９年（フ）第３３号
埼玉県深谷市上柴町西１丁目20番地11　アリス深谷第６号館203号
債務者　新山　昌美
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第２８号
相模原市中央区東淵野辺４丁目18番21号　石川コーポ201
債務者　八重幡可奈子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４４号
相模原市中央区田名8557番地６
債務者　馬原佐知子
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第４８号
相模原市南区相模大野４丁目５番７―703号
債務者　中村　睦
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第７２５号
大阪府守口市河原町14番１―302号
債務者　ＢＲＵＡＮ　ＫＩＮＧ
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７５２号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ13―410号
債務者　奥　宏美
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７５３号
大阪府守口市河原町11番22―403号、前住所大阪府守口市京阪本通１丁目10番２―906号
債務者　ソングアンドソングキタハラこと　北原　伸一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３３号
高知市みづき１丁目904番地
債務者　浅利　修
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４３号
東京都町田市本町田1764番地11エキシブハイムくまざわ102
債務者　川越　彩（旧姓内尾）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月10日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６９２号
静岡県焼津市本町３丁目３番９号　コンフォールＡ407、申立時の住所静岡県焼津市本町２丁目13番14号
債務者　新池　勇司
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月15日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６号
静岡市葵区若松町16番地の１　市営若松町アパート702号
債務者　大村　広一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月15日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２７号
静岡県浜松市西区舞阪町弁天島3500番地チサンマンション403号
債務者　川端　昌一
1　決定年月日時　平成29年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
長崎県島原市柏野町3235番地12
債務者　石尾江理香
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後２時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
長崎県佐世保市原分町659番地１
債務者　萩原　修一
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
長崎県佐世保市高梨町８番27号　206号、前住所長崎県佐世保市祇園町２番22号
債務者　梶原　里恵
1　決定年月日時　平成29年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月12日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第１２３２号
東京都羽村市羽西１丁目３番６号
債務者　堀内　千恵（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部